

監査公告第 4 号

定期監査結果に基づき病院管理部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、病院管理部から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 31 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

病院管理部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

・ P H R（パーソナル・ヘルス・レコード）事業について、次のとおり意見を付す。

昨年度から事業を始めた、P H R（パーソナル・ヘルス・レコード）はスマートフォンにより患者が自身の医療や健康・薬データを一元的に収集・管理ができるうえ、かかりつけ医や家族等とも情報共有できる先進的なシステムである。本年4月末の登録者数が213名とのことだが、今後、大きく登録者増が図れる事業だと感じる。スマートシティ施策の一環でもあり、更に周知活動を強化されたい。また、医療版情報銀行との連携についても十分認識しているようで、市関連部局とともに積極的に取り組みを進められたい。

対 応

PHRサービス（NOBORI）は、令和6年3月25日に当院でのサービスを開始しています。アプリ登録者は、令和6年4月末時点では計213人、5月末時点で計250人、6月末時点で計275人となっています。このままの増加数でいけば、今年度末には計500人以上の登録者が見込まれています。しかしながら、他医療機関の事例を見ると、サービス開始から時間が経つにつれて、新規登録者数は鈍化する傾向にあるようです。

PHRサービスは、患者が検査結果や投薬情報などを確認し、自身の健康管理の意識を高めることにより、生活習慣病の発症や悪化を防止することが期待できます。当院としても、積極的に患者さんに利用を勧めていきたいと思っています。これまでも、患者さんへの周知として、サイネージやリーフレットを正面ホールに設置し、当院ホームページでもPHRについてお知らせしてきました。今後も上記の周知を継続するとともに、当該サービスのベンダーであるPSP社などと協力し、アプリ登録専用ブースを一定期間院内に設けるなどの措置により、今年度末の登録者数が計700人以上になることを目標に、患者さんへの働きかけを行なっていきたいと思っています。

また、医療版情報銀行についても、市関連部局と連携を密にして、協力して参ります。